職業安定分科会雇用保険部会(第157回)

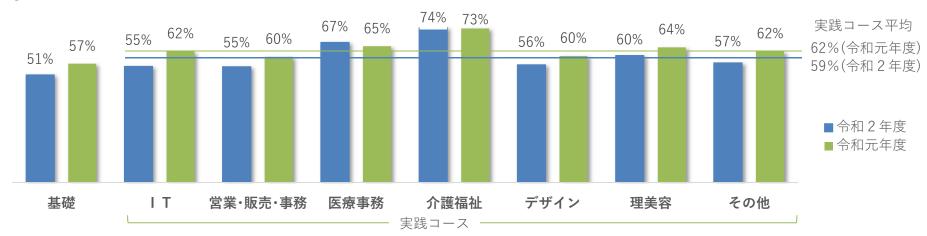
令和3年10月25日

資料3

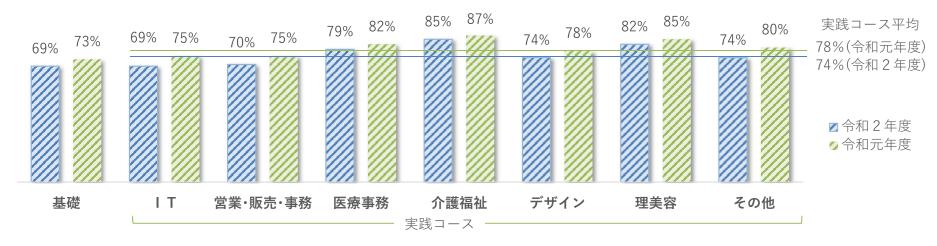
第156回雇用保険部会で委員から頂いた 御指摘に関する資料 (求職者支援制度・フリーランス)

求職者支援訓練受講者の分野別就職率(グラフ)

① 雇用保険が適用される仕事に就職した者の率



② 雇用保険が適用されない仕事を含む仕事に就職した者の率



- ※1 令和2年度は12月末までに終了した訓練コースの就職者の率
- ※2 就職率は、以下の算定式(式の分母分子から訓練終了日において65歳以上の者を除く)により算出 就職者数(雇用保険適用) ÷ 修了者等数(就職理由中退者+訓練修了者-次の訓練を受講する者(基礎コースのみ))
- ※3 ②は雇用保険が適用されない仕事(パート、アルバイト、自営、フリーランスなど)を含む仕事に就職した者の率

求職者支援訓練受講者の分野別就職率(表)

		コース数	受講者数	就職理由以外 の中退者数	①就職理由 中退者数	②修了者数	③訓練連続 受講者数	④ 修了者等数 (①+②-③)	⑤就職者数	就職率 (⑤/④)	(参考) 従前の 就職率
基	基礎コース	508	4,127	443	248	3,436	179	3,505 (3,369)	1,766 (1,724)	51.2%	69.2%
身	ミ践コース	1,176	12,054	1,681	902	9,429	-	10,331 (10,140)	6,025 (5,968)	58.9%	74.3%
	ΙT	120	1,403	254	141	990	-	1,131 (1,124)	620 (620)	55.2%	69.1%
	営業・販売 ・事務	413	3,762	411	347	3,004	-	3,351 (3,287)	1,822 (1,810)	55.1%	69.7%
	医療事務	85	754	65	45	644	-	689 (685)	457 (457)	66.7%	78.7%
	介護福祉	158	1,373	122	11	1,240	-	1,251 (1,177)	907 (868)	73.7%	85.0%
	デザイン	180	2,485	458	210	1,817	-	2,027 (2,016)	1,132 (1,129)	56.0%	73.9%
	理美容	107	1,107	182	46	855	-	901 (898)	542 (542)	60.4%	82.0%
	その他	113	1,170	189	102	879	-	981 (953)	545 (542)	56.9%	73.5%

令和元年度					
就職率	従前の 就職率				
56.5%	72.9%				
62.4%	78.4%				
62.3%	74.6%				
59.8%	74.5%				
64.8%	81.5%				
73.3%	87.2%				
60.2%	78.0%				
64.3%	84.9%				
62.3%	79.5%				

^{※1} 令和2年度は12月末までに終了した訓練コースの就職者の率

^{※2} 就職率は、以下の算定式(式の分母分子から訓練終了日において65歳以上の者を除く)により算出 就職者数(雇用保険適用) ÷ 修了者等数(就職理由中退者+訓練修了者-次の訓練を受講する者(基礎コースのみ))

^{※3} 従前の就職率は、雇用保険が適用されない仕事(パート、アルバイト、自営、フリーランスなど)を含む仕事に就職した者の率

求職者支援制度の周知・広報について

(利用者目線に立った積極的な周知・広報)

- わかりやすい広報媒体(周知用リーフレットなど)の作成、周知
- 広報媒体を活用したハローワークでの制度活用の働きかけ

(政府広報を活用した周知・広報)

バナー広告などを活用した周知、広報

■ [周知・広報の成果]水職者支援制度の専用サイト月平均アクセス数前年度から3倍増約4万件→約12万件

(生活困窮者の支援機関と連携した周知・広報)

- 社会福祉協議会、自立相談支援機関での、ハローワーク職員による出張相談、説明会などの実施
- 社会福祉協議会、自立相談支援機関のホームページへの周知用バナーの掲載(協力依頼)

(SNSを活用したプッシュ型広報の強化)

- 本省のSNS、首相官邸メルマガなどによる制度情報の定期的な発信
- 本省、労働局、ハローワークのSNSによる、訓練コースの募集開始情報などの発信

(民間サイト、雑誌などによる周知、広報)

■ 民間求人サイト、求人情報誌などに周知用バナーや制度情報などを掲載(協力依頼)

(各種バナー)





月10万円の給付金+無料の職業訓練 求職者支援制度 (カハロ-ワ-ク

再就職や転職を目指す方へ 月10万円の給付金+無料の職業訓練 ジハロ-ワ-ク 求職者支援制度

求職者支援制度の利用者の声(訓練受講に至らなかったケース)

(給付金の支給額について)

- 50代男性。支給額10万円では生活に支障がある。すぐに収入が欲しいので訓練は受講しない
- 資格を取得したいが、扶養家族が多く訓練中の生活費が不足するため、訓練は受講しない。

(世帯収入要件について)

- 配偶者の収入が25万円を超え、給付金を受給できない。訓練中の生活費の負担が大きく就職を優先
- 同居家族の収入により給付金を受給できない。無収入で数ヶ月通学するのは厳しく、就職を優先
- 兄夫婦と同居し独立を希望。世帯収入により給付金を受給できず、訓練を断念
- 中退予定の大学生。訓練の受講を希望するが、親の収入により給付金を受給できない。中退して訓練を 受講する間の生活費の負担を両親に求められず、訓練を断念

(出席要件について)

- 幼稚園の送り迎えや家事があり、毎日朝から夕方まで休まず訓練に通うのは難しい。
- 子供の急病時や学校行事で休む必要があり、毎日授業のある訓練を受講するのは難しい
- 母子家庭の母。中学生の子の育児で急な対応を要することがあり、毎日訓練を受けることは難しい
- コロナの影響で、県外にいる親族が帰省した際に、訓練を休む必要がある。訓練の受講は難しい

(その他)

- 働きながら受講できると思っていたが、転職を前提とした訓練であると知り、受講を断念
- 契約社員の方。退職せずに訓練を受講したかったが、転職が前提の訓練と聞き、受講を断念
- パソコン操作を学びたいと考えていたが、現在の仕事を退職する予定がなく、訓練の対象とならず

海外の失業保険制度等における自営業者(フリーランス)への対応

- 主要国において、自営業者への適用をしている場合でも、任意適用が主。
- 〇 ドイツでは、起業支援の一環として、一定期間失業保険に加入していた起業者の任意継続加入制度の仕組みあり。
- スウェーデン、デンマークは雇用労働者も含めて任意加入。保険料では給付額が賄えておらず、国庫負担が大。
- 〇 韓国について、自営業者には任意適用。(加えて一定類型の雇用類似事業者に強制適用する仕組みが今後導入。)

,	国名	自営業者への適用その他制度概要
強制適用(原	ドイツ ※1€=約133円	 ○原則、自営業者への適用はない。 ○起業支援の一環として、雇用関係に基づき一定期間(過去2年に12か月)失業保険に加入していた者が起業した場合、任意で継続加入が可能。 ・保険料:定額(80.86€/月(2013年)) ・給付 :定額(1,322.7€/月(大卒)~746.4€/月(2012年)) ※この他、就労可能な生活困窮者に対する扶助制度(失業給付Ⅱ)あり。
(原則自営適用なし)	フランス ※1€=約133円	<u>〇自営業者への適用はなし。</u>
用なし)	イギリス ※1 £ = 約154円	○求職者給付について、 <u>自営業者は適用外</u> (年金や疾病と一体の国民保険制度としては自営業者も適用) ※この他、税財源による普遍的給付(Universal Credit。貯蓄額16,000 £以下の現役世代が対象)の仕組みあり。
任意適用(自営適用あり)	スウェーデン ※1クローナ =約13円	 ○失業保険自体任意加入であり、自営業者も加入可能。 ・保険料:定額(失業保険金庫によって110~115クローナ/月(2019年)※使用者負担はなく、労働者(加入者)負担のみ ・給付:最初200日は従前所得の80%、次の100日は70% ○保険給付のうち約8割が国庫負担※により賄われている状況。 ※労働市場税(使用者(支払った賃金の) 2.64%、自営業者(事業所得の) 0.10%(2018年))
営適用あり)	デンマーク ※1クローナ =約18円	○失業保険自体任意加入であり、自営業者も加入可能。・保険料:定額(326クローナ+失業金庫ごとに管理料等) ※使用者負担はなく、労働者(加入者)負担のみ・給付:従前所得の90%○保険給付のうち概ね2/3が国庫負担。
		 ○自営業者は任意加入。 保険料:希望する報酬額を選択して、それに応じた保険料(22.5/1,000相当)を設定 給付:希望する報酬額の50%水準 (例)報酬額182万ウォン/月⇒保険料40,950ウォン/月、給付91万ウォン/月 ※左記は最低等級の額 ※「特殊形態事業者(注)」を雇用保険の強制適用対象とする法律が昨年12月に成立(7月以降順次施行)(注)学習指導教師、宅配運転手、訪問販売員、バイク便、代行運転等の14業種。契約事業主が各種手続義務等を負う。(労災保険が適用されている業種を中心に適用)

(参考)諸外国の失業保険制度

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	
制度名	失業給付	拠出制求職者手当 (JSA)	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用帰支援手当 (ARE)	
被保険者	全雇用者 (週所定労働時間20時間以上 等の者)	原則18歳以上、 年金受給年齢 ^(※) 未満のイギリス 居住者 ※男性65歳、女性60歳	65歳未満の者	民間の賃金労働者	
受給に 必要な 被保険者期 間等	・離職前2年間に12か月以上の 被保険者期間(倒産・解雇等の離 職者は離職前1年間に6か月以上)	・過去2年間のうち50週、被用者として国民保険料※納付等 ※ 公的年金等を含む単一の社会 保険制度	・離職前2年間に通算12か月以 上保険料納付	・離職前24か月(53歳以上は 36か月)間で182日間以上の 加入期間	
給付水準	離職前賃金の <u>50~80%</u> ※ 60歳以上65歳未満の者は、 <u>45</u> <u>~80%</u>	16〜24歳: 週57.90ポンド 25歳以上: 週73.10ポンド	従前の手取賃金 (法律上の控 除額を差し引いた賃金) の67% (扶養する子がない者は <u>60%</u>)	【フルタイム労働者の場合】 ・1186.56ユーロ未満: 離職前賃金の75% ・~1299.41ユーロ未満: 29.26ユーロ (日額)の定額 ・~2198.89ユーロ未満: 離職前賃金の40.4% +12ユーロ (日額) ・~13,712ユーロ未満: 離職前賃金の57% ※昨年11月以降、離職前賃金4,500€を超える受給者は7か月目以降30%給付減	
給付期間	年齢, 被保険者期間, 離職の 理由等により, 90日〜360日	最長182日	失業前3年間の被保険者期間 に応じて、6か月〜12か月 (50歳以上の者は最大24か 月まで)	・53歳未満:4〜24か月 ・53歳〜55歳未満: 4〜30か月 ・55歳以上:4〜36か月	

(出典)データブック国際比較2019(JIPT)、海外情勢報告2018(厚生労働省)、、ドイツ連邦労働・社会省HP、フランス全国商工業雇用連合(UNEDIC)HP